［｛（7,600円×α）×A｝＋｛（5,200円×β）×B｝］×0.983

ただし、（7,600円×α）及び（5,200円×β）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（7,600円×α）×A及び（5,200円×β）×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（b／a）×（1／7,564）

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（d／c）×（1／5,184）

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［三　略］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

（A×B）×3.9948－C

（A×B）が500未満であるときは0とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A　前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内において地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。）

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4

［｛（7,500円×α）×A｝＋｛（4,900円×β）×B｝］×0.983

ただし、（7,500円×α）及び（4,900円×β）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（7,500円×α）×A及び（4,900円×β）×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（b／a）×（1／7,503）

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（d／c）×（1／4,894）

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［三　同上］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

（A×B）×3.8799－C

（A×B）が500未満であるときは0とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A　前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。）

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）